

群馬県立女子大学長 様

## 海外留学(研修)誓約書

私は、群馬県立女子大学(以下「本学」という)の海外留学支援プログラム(以下「本プログラム」という。)を利用して海外留学(研修)(以下「留学」という。)するにあたり、次の事項を承諾し、厳守することを誓約します。

なお、誓約事項に反した場合は、留学に係る資格や本学の支援の取消し等が生じても、異議の申し立てはいたしません。

- 1 本プログラムを利用して留学することを強く希望し、趣旨を理解したうえで、留学機関において学業又は活動に精励します。
- 2 留学機関は、自らの責任において本学の基準に適合する機関を選定します。
- 3 留学機関の変更は認められていないことを十分理解のうえ出願することを承諾します。
- 4 単位認定は別途審査の対象となることを承諾します。
- 5 留学先の国・地域では、自らが安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任を持って安全と健康に十分な注意を払います。
- 6 外務省が発する留学先の国・地域に関する危険情報レベル・感染症危険情報レベルを自ら確認し、危険情報レベルが1、又は感染症危険情報レベルが1～2になった場合は、そのリスクを理解し、渡航によって生じる全ての責任を私及び保証人が負います。
- 7 出発直前であっても、留学先の国・地域の危険情報レベルが2以上、又は感染症危険情報レベルが3以上になった場合は、渡航を中止します。
- 8 留学先の日本の大蔵省又は総領事館、留学先の国・地域や経由地の政府機関、保健機関、世界保健機関等が公表する海外安全情報を自ら確認し、自らの責任で渡航します。
- 9 学生教育研究災害傷害保険(学研災)付帯海外留学保険に必ず加入し、加入していることを示す書類の写しを本学に所定の期日までに提出します。
- 10 留学中においては、留学先の国・地域の法令及び留学機関の指示に従い、責任のある行動をとります。
- 11 留学先においても、本学からの指示に従います。また、指定されたとおりに定期的に報告を行い、留学中に起こった事故、疾病等については、自らの責任として対処するとともに、本学に必ず報告をします。

- 12 予め留学を目的として定められたこと以外の状況下(本学や留学機関が関与していない状況下)で発生した被害や賠償責任については、本学及び留学機関がその責任を負わないことに同意します。
- 13 留学期間中(渡航前後を含む)の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関にかかる事故、それ以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意又は不注意による事故やトラブル(本人の持病に起因するものを含む)によって生じた結果について、本学が責任を負わないことに同意するとともに、私と保証人の責任において一切を処理します。
- 14 留学先の国・地域の災害や治安、感染症等の状況により、本学が留学の中止、延期又は帰国勧告等を決定する場合があることを理解し、帰国勧告等が発出される場合は、留学機関又は本学からの指示に従います。また、これに伴い発生する違約金、追加費用、渡航費等全ての費用については、私及び保証人の負担となることに同意します。
- 15 留学に必要な諸手続や緊急時の対応のために、本学が私個人及び保証人の個人情報を利用することに同意します。また、参加者の安全確保等の目的で政府機関等から要請があった場合は、個人情報を含む情報提供を行うことがあることに同意します。

□16 留学の全日程が終了後、1週間に目安に帰国します。

- 17 留学前・留学後の指導に必ず参加し、必要書類を所定の期日までに提出します。また、留学前・留学後の指導に参加しない場合、期日までに必要書類を提出しない場合又は所定の手続きを行わない場合には、以下の可能性があることについて了承します。
- (1) 本プログラムへの参加が認められないこと
  - (2) 単位が認定されないこと
  - (3) 海外留学奨励金が支給されないこと
  - (4) 海外留学奨励金支給後であっても奨励金の返納を求められること

以上

確認後、上記□欄に✓を入れてください。

私は、(長期留学・短期研修)に申し込むことを強く希望し、上記諸事項を遵守します。

年      月      日

留学機関 \_\_\_\_\_  
(国名・地域名・留学機関名)

学部・学科・課程 \_\_\_\_\_ 学部 \_\_\_\_\_ 学科(課程) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_

学生氏名(自署) \_\_\_\_\_

私は、上記の者が(長期留学・短期研修)に申し込むことに同意し、学生本人に上記諸事項を遵守させます。

年      月      日

保証人氏名(自署) \_\_\_\_\_